

議案第 8 2 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 18 号を削り、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

16	地域の元気応援事業審査会委員	日額 7,000 円
----	----------------	------------

別表中第 43 号を削り、第 44 号から第 70 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同号の次に次の 1 号を加える。

70	子ども・子育て会議委員	日額 7,000 円
----	-------------	------------

別表第 78 号中「地域新エネルギービジョン策定委員会委員」を「新エネルギー推進委員会委員」に改め、同表中第 125 号を第 126 号とし、第 102 号から第 124 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 101 号の次に次の 1 号を加える。

102	文化財保存活用整備等委員会委員	日額 7,000 円
-----	-----------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。